

「保育人材確保懇談会」開催要綱

令和 6 年 3 月 11 日
こども家庭庁成育局長決定
令和 6 年 11 月 27 日改正

1. 目的

「こども未来戦略」を踏まえた配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設など、保育人材の確保やその役割等はより一層重要なものとなっている。

一方、依然として保育士・幼稚園教諭等の有効求人倍率が全職種の平均を上回る状況や指定保育士養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、保育人材確保には課題がある状況である。

このため、保育・幼児教育関係者が連携して保育及び保育士・幼稚園教諭等という職業の魅力向上、さらに社会全体に向けて行う情報発信の促進等に関する議論を行うことを目的として、「保育人材確保懇談会（以下、「懇談会」という。）」を開催する。

2. 構成

- (1) 懇談会の構成員等は別紙のとおりとする。
- (2) 懇談会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 主な検討事項

- (1) 保育・幼児教育の仕事や現場の魅力向上に向けた取組とその発信方法
- (2) その他

4. 運営

- (1) 懇談会の庶務は、こども家庭庁成育局保育政策課及び、成育基盤企画課が文部科学省初等中等教育局幼児教育課の協力を得て行う。
- (2) 懇談会は、原則公開とする。ただし、懇談会を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、検討会を非公開とすることができる。懇談会を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (3) 懇談会資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が成育局長と協議の上定める。

「保育人材確保懇談会」構成員名簿

(五十音順、敬称略)

磯部 裕子 宮城学院女子大学教授
井上 眞理子 洗足こども短期大学科長補佐、教授
大方 美香 大阪総合保育大学、大学院学長、教授
北野 久美 全国保育士会副会長
駒崎 弘樹 特定非営利活動法人全国小規模保育協議会理事
佐藤 博樹 東京大学名誉教授
中央大学ビジネススクール・フェロー
汐見 稔幸 一般社団法人全国保育士養成協議会会長
志賀口 大輔 社会福祉法人日本保育協会前青年部長
白鳥 久美子 お笑い芸人
鈴木 一光 公益財団法人児童育成協会理事長
角谷 正雄 全日本私立幼稚園連合会副会長
高崎 邦子 株式会社 JTB 常務執行役員 DEIB 担当
人財開発担当 働き方改革担当 (CDEIBO)
高橋 慶子 全国国公立幼稚園・こども園長会会長
戸巻 聖 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会会長
舟久保 利明 一般社団法人大田 CP21 代表 東京都産業教育振興会理事
堀江 義賢 一般社団法人認定こども園連盟事務局長
正本 秀崇 特定非営利活動法人全国認定こども園協会副代表理事
水嶋 昌子 特定非営利活動法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
森田 信司 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長
矢藤 誠慈郎 一般社団法人全国保育士養成協議会常務理事
山口 孝子 公益社団法人全国私立保育連盟常務理事

(オブザーバー)

厚生労働省職業安定局総務課人材確保支援総合企画室